

資料編

資料編

資料1 子ども・子育て会議条例・施行規則

1 島原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、島原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体等に属する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次の1項を加える。

略

2 島原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年11月15日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子ども・子育て会議条例（平成25年島原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項の規定による市長が委嘱する委員は、別表に掲げる各種団体等及び市議会から推薦があった者並びに子育てに関心がある市民とする。

(部会)

第3条 会長は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会における調査審議の状況及び結果を会議に報告しなければならない。
- 5 部会の運営については、条例第6条の規定を準用する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第2条関係）
略

資料2 委員名簿

島原市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成26年1月10日～平成28年1月9日

所属団体等	氏名	備考
島原市保育園保護者会連合会	古賀博明	
島原地区私立幼稚園PTA連合会	新田晃弘	
島原市PTA連合会	石見敏也	
島原市保育会	原田恒	会長
島原市保育会 保育士部会	前田美子	
島原市私立幼稚園協会	相川雅則	副会長
育児サークル	桑島ありさ	
島原市民生委員児童委員協議会連合会	塩田マヤ	
連合島原ブロック連絡会議	本田恵美子	
島原商工会議所	池田健二	
島原市町内会・自治会連合会	野田隆義	
島原市校長会	入江靖宏	
県南保健所	山口佳代子	H26.5.15～
島原市議会	林田勉	
子育てに関心がある市民	辻野絵理香	